

刑事法廷内における入退廷時に被疑者又は被告人に手錠・腰 縄を使用しないことを求める意見書

2019年（令和元年）10月15日

日本弁護士連合会

第1 意見の趣旨

- 1 刑事公判を担当する裁判官は、被疑者又は被告人について、個別・具体的根拠に基づき逃走、自傷、他害又は器物損壊の行為を行う現実的なおそれがあると認められる例外的な事情のない限り、入廷前の解錠及び退廷後の施錠を原則とし、被疑者又は被告人の手錠及び腰縄姿が、傍聴人や裁判官を含めた訴訟関係人をはじめ、誰の目にもさらされないようにするべきである。
- 2 法務省及び警察庁は、刑事収容施設の職員（警察の留置担当官を含む。）に対して、前項の内容を周知徹底するべきである。
- 3 最高裁判所、法務省及び警察庁は、1項及び2項を実現するため、次のことを行うべきである。
 - (1) 被疑者又は被告人に刑事法廷内で手錠及び腰縄が使用されている現行の運用を改めるために、採るべき具体的方策等を速やかに検討すること。
 - (2) 当連合会との四者協議の場を設けること。

第2 意見の理由

- 1 問題の所在及び契機

裁判所の刑事法廷内に入廷してから解錠されるまでの間（以下「入廷時」という。）及び審理終了後に退廷するまでの間（以下「退廷時」という。合わせて、「入退廷時」という場合がある。）に、被疑者¹又は被告人（以下「被告人等」という。）が手錠及び腰縄（以下「手錠・腰縄」という。）をされた姿を法廷内でさらされていること、その姿を傍聴人や裁判官、書記官などの訴訟関係人（以下「裁判官等」という。）が目の当たりにしていることは、私たち弁護士にとっても、見慣れた「日常」の光景であった。

この「日常」に疑問を投げかけ、私たち弁護士に対して、その問題性を鋭く問うたのが、大阪弁護士会の弁護士に対して、裁判所から過料決定がなされた事件であった。この事件は、同弁護士が弁護を担当していた被告人が、自らの

¹ 勾留理由開示公判に被疑者が出頭する場合

自尊心や無罪推定の権利等の確保を理由として、刑事法廷内に手錠・腰繩姿で入退廷することを拒否したというものである。同弁護士は、被告人の主張を正当であると考え、裁判所に対して、被告人の手錠・腰繩を入廷前に解錠し、法廷外へ退出した後に施錠する措置を施すよう申入れを行ったが、裁判所が認めなかつたことから、同弁護士自身が法廷への出廷を拒否したのである。同弁護士の不出頭という対応に対して、事件が係属していた大阪地方裁判所は、2014年（平成26年）11月17日、同弁護士に対して出頭在廷命令を出し、これに従わなかつた同弁護士に対して、同年12月9日、過料3万円の決定を出した。さらに、同裁判所は、2015年（平成27年）7月10日、刑事訴訟法278条の2第5項に基づいて、同弁護士への処置を大阪弁護士会に請求した。大阪弁護士会は、この処置請求に対して、同年11月15日、「弁護士の対応は、刑事弁護人の活動として正当な理由のある活動であった」として、処置をしない旨の決定をし、決定内容を同裁判所に通知した。この際、大阪弁護士会は、同裁判所に対して、手錠・腰繩問題に関し、より柔軟な対応を行うよう是正を求めた。

近畿弁護士会連合会は、上記事件を契機にして、2017年（平成29年）12月1日、同連合会人権擁護大会において、「ストップ！法廷内の手錠・腰繩」と題するシンポジウムを開催し、「刑事法廷内における入退廷時に被告人に手錠・腰繩を使用しないことを求める決議」を採決した。

また、2018年（平成30年）9月12日には、刑事法廷内において、手錠・腰繩を施され、その姿がさらされたことによって、人格権や無罪推定を受ける権利等が侵害されたとして、刑事被告人であった原告が国に対し損害賠償を求めた事件についての判決が、京都地方裁判所であった。同判決は、法廷警察権を行使する裁判長に広範な裁量を認め、原告の請求を退けたが、少なくとも法廷内における手錠・腰繩がいかなる場合でも許されるわけではないことも明らかにした。この判決に対しては、大阪弁護士会²及び京都弁護士会³がそれぞれ、遺憾であるとする内容の会長声明を発出している。

なお、同年8月からは、当連合会人権擁護委員会内で手錠・腰繩問題プロジェクトチームが始動し、手錠・腰繩問題に取り組み始めているところである。

² 2018年9月28日付け「刑事法廷内での手錠・腰繩使用問題国賠請求訴訟判決についての会長声明」

³ 2018年12月19日付け「公判廷での手錠・腰繩使用問題国賠訴訟判決についての会長声明」

2 入退廷時の手錠・腰繩等の使用に関する現在の運用状況

(1) 裁判員裁判の場合

裁判員裁判の場合には、2009年（平成21年）7月24日付け通知（法務省矯成3666号）が発出されている。そこで提示されている手順では、裁判官及び裁判員ら（以下「裁判体」という。）の入廷時には、裁判体の誰しもが、被告人の手錠・腰繩を見ない手順となつてはいるものの、退廷時には、裁判長が、被告人への手錠・腰繩の使用を指示・確認してから退廷することになっている⁴。もっとも、実際の運用においては、上記通知の運用どおりにする裁判所もあれば、入廷時においても、あらかじめ裁判長のみが入廷して、裁判長が直接被告人の手錠・腰繩の解錠を指示・確認した後、他の陪席裁判官及び裁判員が入廷するという取扱いをしている裁判所もある。

上記通知では、事前解錠の是非について、逃亡や自傷他害のおそれの程度などを個別具体的に判断することとなつてはいる⁵。

ちなみに、刑事被収容者処遇法78条1項では、「捕縛」と規定されており、必ずしも腰部に捕縛をすること（腰繩）に限定されてはいないが、実際には腰繩のみがなされている。

このように、裁判員裁判においては、裁判員が、被告人の手錠・腰繩姿を目にしないための配慮がなされている。しかし、入廷時から解錠されるまで

4 1 事前解錠の具体的手順

- ① 刑務官は、被告人に手錠等を施したまま連行して入廷し、被告人席に着く。
- ② その後、裁判体は、法廷につながるドアの前で待機する。
- ③ 書記官は、内線電話により、裁判官に対し、被告人の動静に関する情報を伝える（以下、下記⑧の入廷の開始直前まで、内線電話はつないだままとする。）。
- ④ 裁判長は、上記③の情報を踏まえて、書記官に対し、被告人の手錠等を外すこと（以下「解錠」という。）を指示する。
- ⑤ 書記官は、刑務官に対し、上記④の解錠の指示を伝える。
- ⑥ 刑務官は、上記⑤の指示の伝達を受け、解錠を開始する。
- ⑦ 書記官は、刑務官が解錠を完了したことを確認し、裁判官にその旨を伝える。
- ⑧ 裁判体は、上記⑦の連絡を受けた後、直ちに入廷する。

2 閉廷時に被告人の手錠等を着用する具体的手順

- ① 陪席裁判官が裁判員を誘導し、裁判員、その余の裁判官の順序で退廷を開始する。
- ② 裁判長は、裁判員が退廷し終わり、陪席裁判官が退廷を始めるのと同時に、刑務官に対し、被告人の手錠等の着用を指示する。
- ③ 刑務官は、上記②の指示を受けて、直ちに被告人の手錠等の着用を開始する。
- ④ 裁判長は、被告人の手錠の着用が完了したのを確認して退廷する。

⁴ 刑事施設は、公判期日までの間に、被告人について、逃亡、自傷他害、器物損壊のおそれが高いなど、事前解錠を行うことが相当でないと判断する動静等があった場合は、直ちに、裁判所に対し、その動静等に関する具体的な状況を伝えた上、裁判所との間で、手錠等の着脱の具体的手順について打合せを行う。

の間入廷時及び審理中断・終了後の退廷時までの間は、法廷内において、被告人に手錠・腰繩等が使用されていること自体や、裁判長及び傍聴人らが、被告人の手錠・腰繩姿を目の当たりにすることについては、何らの配慮もされていない。

(2) 裁判員裁判以外の場合

裁判員裁判以外の場合、通常、被告人等は手錠・腰繩が使用されたまま入廷し、裁判官の面前で、裁判官の指示により手錠・腰繩が解錠される。また、退廷時には、裁判官の面前で手錠・腰繩が施され、退廷させられている。ただし、裁判所によっては、裁判長による解錠や施錠の明確な指示がなされないまま、刑務官や警察の留置担当官(以下これらの者を「刑務官等」という。)が、解錠・施錠を行う場合もある。

したがって、裁判員裁判以外の場合は、被告人等に手錠・腰繩が使用されていること自体や、傍聴人や裁判官が被告人等の手錠・腰繩姿を目の当たりにすることについて、裁判員裁判の場合以上に、何らの問題意識も持たれておらず、配慮もされていない。

3 被告人等及び傍聴人の心情

被告人等に対するアンケート調査⁶からは、被告人等が法廷に入退廷する際に手錠・腰繩をされていることについて、羞恥心を抱いていると同時に、そのような姿を裁判官に見られることで、裁判官が公平な審理をするかどうかということにも不安を抱いているという実態が明らかとなっている。

また、傍聴人に対するアンケート調査⁷からも、被告人等に手錠・腰繩が使用されていることに対する疑問・違和感があるとの声が多かった。

これらの実態調査からしても、傍聴人や裁判官等の面前で、被告人等に手錠・腰繩を施したまま入退廷させることは、下記でみるように、被告人等の権利及

⁶ 大阪弁護士会及び近畿弁護士会連合会が、2015年10月～2017年10月の間に、現在または過去に手錠・腰繩姿で法廷に入退廷した経験のある被告人等に対して実施し、26名の被告人等から回答を得た。このアンケートでは、64%（16名）の被告人等が、裁判官に手錠・腰繩姿を見られた際に、罪人であると思われていると感じており、傍聴人に見られたことで、恥ずかしかったとの回答が80.8%（21名）、見られたくなかった、罪人であると思われていると感じたが、共に61.5%（16名）であった。特に、裁判官に見られたくない理由として、「言いたいことが言えなくなる。自分の言うことを聞いてくれないよう感じ、言うことを諦める。被告人質問の途中で（発言を）やめてしまったこともある。」という回答があり、手錠・腰繩が、被告人の心理面に影響を与えていることがうかがわれる。

⁷ 大阪弁護士会が、2017年4月から同年10月の間に、大阪地方裁判所を傍聴した一般市民、学生及び司法修習生に対して実施し、304名から回答を得たもの。

び対等当事者としての地位等の観点から問題である。

4 被告人等の基本的人権・地位等からの問題点

(1) 手錠・腰繩の使用がもたらす弊害

手錠・腰繩の使用は、それによって身体を拘束されている者（以下「被拘束者」という。）が罪人であることを衆人に想起させるとともに、被拘束者の身体の自由を物理的に奪うだけではなく、精神的にも被拘束者に対して服従を強いることとなり、これらによって被拘束者に屈辱感、羞恥心及び無力感等を与えることとなる。また、手錠・腰繩は、同時に、拘束者の権威を誇示する道具でもあると言える。

そこで、手錠・腰繩の使用がもたらす上記弊害を前提に、手錠・腰繩の使用についての主要な問題点を列挙すれば、以下のとおりである。

(2) 被告人等の基本的人権からの視点

被告人等には、無罪が推定され、刑事手続上、必要最小限の拘束以外は、市民生活と同様の保障が必要とされている（国際人権自由権規約10条2項、14条2項）。このことから、手錠・腰繩の使用についても、以下の制約が課せられる。

第1に、被告人等も、品位を傷つけられる取扱いがされるべきではなく、人としての個人の尊厳が保障されるべきことは言うまでもない（憲法13条、国際人権自由権規約7条、10条）。ところが、手錠・腰繩を使用することは、それ自体で、上記4(1)で述べた弊害を被告人等にもたらし、被告人等の人格権を侵害する。手錠・腰繩姿が、衆人にさらされることが被拘束者の人格権の侵害に該当しうることは、最高裁判所も認めてきたところである（最高裁平成17年11月10日判決⁸、大阪高裁平成8年10月30日判決⁹（確定））。そうであれば、被告人等に手錠・腰繩を使用する際には、被告人等の品位及び個人の尊厳を配慮するような形で使用しなければならず、手錠・腰繩の使用自体及びそれを傍聴人や裁判官等に見られることは、必要最小限に止めなければならない。なお、このことは、単に手錠・腰繩姿が裁判官等に見られ

⁸ 「被上告人が手錠、腰繩により身体の拘束を受けている状態が描かれたものであり、そのような表現内容のイラスト画を公表する行為は、被上告人を侮辱し、被上告人の名誉感情を侵害するものというべき」

⁹ 「護送に際し、手錠・腰繩姿を公衆の面前にさらすことは、被告人の自尊心を著しく傷つけ、被告人に耐え難い屈辱感と精神的苦痛を与えるものであるから、やむを得ない特段の事情が存在しない限り、そのような護送行為は被告人の人格権に対する違法な加害行為たるを免れない」（大阪地裁平成7年1月30日判決（上記大阪高裁判決の第1審））

なければよいというものではなく、手錠・腰縛を使用すること自体が、被告人等に屈辱感、羞恥心及び無力感等をもたらすのであるから、手錠・腰縛を被覆するというような便宜的な手段では、被告人等の品位及び個人の尊厳を保持することにはならない。

この点、大阪地裁令和元年5月27日判決（確定）は、「裁判官らの執った措置が、国賠法1条1項の適用上違法と評価することはできない」としつつも、「法廷において傍聴人に手錠等を施された姿を見られたくないとの被告人の利益ないし期待についても法的な保護に値するものというべきである」とし、「法廷警察権を行使すべき立場にある裁判長は、被告人又は弁護人から手錠等を施された被告人の姿を傍聴人の目に触れさせないようにしてほしい旨の要請があった場合には、かかる被告人の要望に配慮し、身柄拘束についての責任を負う刑事施設と意見交換を行うなどして、手錠等の解錠及び施錠のタイミングや施錠及び解錠の場所をどうするかという点に関する判断を行うのに必要な情報を収集し、その結果を踏まえて弁護人と協議を行うなどして具体的な方法について検討し、具体的な手錠等解錠及び施錠のタイミングや場所について判断し、刑務官等に対して指示することが相当であったというべきである」と判示している。同判決が、手錠・腰縛姿を見られたくないという被告人の利益ないし期待に法的保護を認めた点は極めて高く評価できるが、見られたくない対象が傍聴人に限られ、裁判官を含めた訴訟関係人も含まれるのかは必ずしも明らかではない。しかしながら、手錠・腰縛姿を見られる相手が裁判官であっても、傍聴人であっても、被告人が羞恥心や屈辱感を抱くことは同じであることから、傍聴人と裁判官等との間で差異を設ける理由にはならない。

第2に、被告人等には、無罪推定の原則が働いているから、被告人等は、有罪判決を受けるまでは、無罪として取り扱われる権利（以下「無罪推定の権利」という。）を有している（憲法31条、国際人権自由権規約10条2項a、14条2項）。そうであれば、被告人等を手錠・腰縛姿のまま刑事裁判に出廷させることは、公平・公正な法廷において、被告人等を罪人であるかのように取り扱っているような外観を生じさせることから、被告人等の無罪推定の権利を侵害する。このことは、自由権規約委員会の一般的意見32に、「被告人は通常、審理の間に手錠をされたり檻に入れられたり、それ以外にも、危険な犯罪者であることを示唆する形で出廷させられたりしてはならない。」と記載されていることからも明らかである。

(3) 被告人等の対等当事者としての地位及び防御権からの視点

基本的人権の尊重を掲げる日本国憲法の下では、被告人等は、裁判の客体ではなく、刑事裁判の一方当事者（主体）として、検察官と対等な立場で訴訟活動を行う地位にある（憲法31条以下）。しかるに、対等当事者である被告人等に手錠・腰繩を施したまま入退廷させることは、被告人等に物理的、心理的服従を強いたまま審理に臨ませることとなり、被告人等に屈辱感、羞恥心及び権力に対する無力感等を抱かせ、被告人等の自由な意思による主体としての訴訟活動を少なからず妨げ、被告人等の防御権を阻害する。また、被告人等と検察官は、法廷の中においては対等当事者であるにもかかわらず、検察官と異なり、対等な当事者であるはずの被告人等のみが手錠・腰繩で身体を拘束された状態で入退廷を強いられること自体、もはや対等とは言えない。対等とは言えない以上、被告人等が充分に防御権を行使することはもはや困難と言わざるを得ない。

また、審理を主宰する裁判官の眼前で手錠・腰繩姿をさらされることは、被告人等に劣等感や羞恥心を抱かせるおそれがあり、裁判当事者としての地位が脅かされることとなりかねない。

したがって、被告人等を手錠・腰繩で拘束したまま入退廷させ、その姿を訴訟関係人にさらさせることは、被告人等の対等当事者としての地位の確保及び防御権の保障という観点から見ても、大きな問題があり、適正手続の保障及び刑事手続の諸原則にも反している（憲法31条以下）。

(4) 手錠使用に関する国際的なルールと諸外国の事例からの視点

ア 国連被拘禁者待遇最低基準規則

国連被拘禁者待遇最低基準規則（以下「マンデラ・ルール」という。）では、拘束具の使用可能な場面は、次の2つの場合に限定されている。①司法ないし行政当局に出頭する場合には外されるという条件のもと、移送時の逃走に対する予防措置として、②自己若しくは他人を傷つけ、又は財産に損害を与えることを防止するために、他の制御方法が役に立たない場合に、施設の長の命令によって（規則47条2項）。そして、上記2つの場合に該当して、拘束具を使用できる場合であっても、より制限的でない制御形態では効果がない場合にのみ、必要かつ合理的に利用可能な最も侵襲性の低い形態の拘束具のみが、必要な時間のみ、かつ、危険が存在しなくなった後には速やかに取り外される必要があるとの条件の下、使用が認められる（規則48条1項）。

以上の国際準則であるマンデラ・ルールからすれば、日本での被告人等に対する手錠・腰繩の使用は、同ルールの厳格な拘束具の使用基準に違反していると言うほかない。

イ 諸外国の事例

(ア) 韓国

韓国は、歴史的経緯から、公判廷での身体不拘束原則（刑事訴訟法257条）に関して、日本の刑事訴訟法とほぼ同様の規定を有している。その韓国では、公判廷での身体不拘束原則を保障するため、裁判所には、被告人が自分の裁判が始まるまでの間待機する部屋（待機室）が、法廷に直結する形で設置されていて、被告人は、この待機室で手錠を解錠されて、法廷に入廷する（退廷時は、待機室に入室後施錠する。）。そのため、被告人等が法廷内において拘束具を用いて拘束されることは原則としてない。

(イ) ヨーロッパ¹⁰

韓国のような待機室を持たないドイツやアイルランドにおいても、法廷においては、被告人の人格権や無罪推定の権利の観点などから、原則として、被告人に対しては手錠を含む何らの拘束具も使用されていない。このことによって、これまでの間に、逃走・自傷・他害・器物損壊行為（以下「逃走・暴力等の行為」という。）が行われたことはほとんどないとのことである。

また、EU議会及びEU理事会は、2016年（平成28年）3月、EU指令2016年343号を採択し、手錠のような身体拘束具が、被告人等が有罪であるとの印象を与えることを前提に、「法廷又は公衆の面前において、身体拘束具を使用することによって、被疑者・被告人が有罪であると受け取られないようにするための適当な措置をとる」（同指令5条、前文20項）ことを加盟国に要請し、2018年（平成30年）4月1日までに、当該指令に従うために必要とされる法律、規則及び行政規定を制定するよう要請した（同指令14条）。なお、欧州連合の機能に関する条約288条により、EU加盟国は、EU理事会の指令に従つて法令の改正を行うことを義務付けられている。

(ウ) アメリカ

¹⁰ 2017年12月1日開催、近畿弁護士会連合会人権擁護大会第1分科会「ストップ！法廷内の手錠・腰繩」報告書より

アメリカでも、法廷内における被告人に対する拘束具の使用の是非は、従来から問題となってきた。一般に被告人が裁判所に出廷する際に目に見える拘束具を取り付けることが許されるかどうかは、個別の事案ごとに逃亡のおそれや法廷内の安全確保を考慮して決定すべき事項とされている。アメリカ連邦最高裁判所の法廷意見では、それらの事情を考慮せずに、被告人に人から見えるような拘束具を付けたまま出廷させることは、合衆国連邦憲法5条及び14条等（法の適正手続）に違反するとされている¹¹。

（エ） 小括

このように、諸外国においては、被告人等が、逃走・暴力等の行為を行うことの防止に留意しつつも、被告人等に保障された人権や権利の保障・確保の点から、無罪が推定される被告人等を法廷の中において拘束することは原則として行っていない。

5 手錠・腰繩の使用に関する法の定めからの考察

（1）公判廷における身体不拘束原則

刑事訴訟法287条1項は、「公判廷においては、被告人の身体を拘束してはならない。ただし、被告人が暴力を振い又は逃亡を企てた場合は、この限りでない。」と規定している。ここにいう「公判廷」とは、公判の開かれる法廷と解される（『註釈 刑事訴訟法第三巻』66頁）べきであるし¹²、そうでないとしても、刑事訴訟法287条は、拘束される被告人の心理的影響と手続の客観的公正性を確保する趣旨であることから、その趣旨は、法廷の中において完遂されるべきである。実際、同条項と全く同じ文言の規定を持つ韓国（韓国刑事訴訟法280条）では、公判廷を法廷と解して、法廷において、被告人の身体を原則として拘束していない。

（2）刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律

ア 刑事被収容者処遇法成立の経緯

被告人等の未決拘禁者の処遇は、1908年（明治41年）に制定され

¹¹ 北村泰三被告人を入退廷時に手錠・腰繩で拘束する法廷は人権侵害か？」『世界人権問題研究センター研究紀要23号』9頁、Carman L. Deck, Petitioner v. Missouri (045293) 544 U.S. 622 (2005)

¹² 手錠腰繩国賠訴訟裁判（京都地裁平成30年9月12日判決）において、国側は、刑事訴訟法287条1項にいう「公判廷」は、「事件の実体に関する審理又は判決の宣告のための手続きを開始した時から同手続きを終了したときまでをいう」と主張した。（同判決書10頁）

た旧監獄法で規定されていたが、同法は、2005年（平成17年）の刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の成立、2006年（平成18年）の刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事被収容者処遇法」という。）により廃止され、同法の成立によって、被告人等を含む被収容者に対する拘束具の使用については、人権尊重と刑務官らの権限の明確化の観点から、使用可能な場面や拘束具が限定されることとなった。

刑事被収容者処遇法の附帯決議では、「未決拘禁者の処遇にあたっては、有罪判決が確定した者でないことを踏まえ、必要のない制約が行われることがないよう十分に留意するとともに、その防御権を尊重すること。」（衆議院附帯決議第一項）、「未決拘禁者の処遇にあたっては、有罪判決が確定した者でないことを踏まえ、必要のない制約が行われることがないよう十分に留意するとともに、その防御権を尊重すること。」（参議院附帯決議第二項）、「拘禁されている被告人が法廷に出廷する際には、逃走等の防止に留意しつつ、・・・捕縛・手錠を使用しないことについて検討すること。」

（同第十一項）とされた。これらの附帯決議は全会一致で採決され、法務大臣は、「その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたい。」と答弁している。

このように、刑事被収容者処遇法の成立時には、人権尊重等の観点から拘束具の使用をより限定する方向性が明確にされた。

イ 刑事被収容者処遇法78条1項の規定からの考察

刑事被収容者処遇法78条1項は、刑務官による手錠・腰縛の使用について、「捕縛又は手錠を使用することができる。」と定めており、「捕縛又は手錠を使用する。」とは定めていない¹³（警察の留置担当官による手錠・腰縛の使用については、同法213条1項によって同内容の規定が置かれている。）また、使用しうる拘束具についても、「捕縛又は手錠」と捕縛と手錠は択一的な使用であって、「捕縛及び手錠」ではない。（以上の下線

¹³ 刑事被収容者処遇法78条1項

「被収容者を護送する場合又は被収容者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縛又は手錠を使用することができる。

- 一 逃走すること。
- 二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。
- 三 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊すること。」

は引用者。)

これらの規定及び同法成立時の趣旨を勘案すれば、刑事被収容者処遇法の規定では、逃走・暴力等の行為のおそれがある場合であっても、捕縄又は手錠を使用する必要性・相当性を検討した上で、使用の要否を判断することになっているのであって、同法78条1項の要件を満たせば一律に手錠・腰縄を使用して良いことにはならないのである。

これに対して、現状では、およそ一般的抽象的に逃走・暴力等の行為を行うおそれがある場合には、例外なく一律に手錠・腰縄を使用するという運用がなされており、刑事被収容者処遇法の想定を超えて過度に手錠・腰縄が使用されている。

6 逃走・暴力等の行為のおそれに対する防止手段からの視点

入退廷時において、被告人等が、逃走・暴力等の行為をする場合の防止策については、手錠・腰縄の使用以外の手段によっても十分に実現が可能である。実際、審理の行われている間は、刑務官等（通常は被告人等1名につき2名）が被告人等の両脇で被告人等の動静を監視することで被告人等の逃走・暴力等の行為の防止を図っており、それによって支障を來した例はほとんどないと言っても過言ではない。そうであれば、入退廷時にも、同様の方法で、被告人等の逃走・暴力等の行為を防止することが可能である。

したがって、個別具体的な逃走・暴力等の行為のおそれがないにもかかわらず、一般的・抽象的なおそれもって、一律に法廷内において被告人等の身体を手錠・腰縄を使用して拘束することは、被告人等の人権保障、無罪推定の権利、防御権及び法律の規定からしても、許されない。

7 法廷警察権及び訴訟指揮権からの視点

法廷警察権あるいは訴訟指揮権は、公判を主宰する裁判官が有する法廷内の秩序維持を目的とした権限である。この権限は、公判に時間的・場所的に接着した範囲・場所にも及ぶことから、裁判所は、開廷前の解錠指示及び閉廷後の施錠指示を法廷警察権あるいは訴訟指揮権の裁量行使の範囲内であると考えている。

ところで、裁判官は、自己の主宰する法廷内において、被告人等の権利・利益が侵害されないよう細心の注意を払うべきであり、法廷内において被告人等の権利・利益の侵害行為があれば、当然これを是正する責務と権限を有している。

る。

そして、公平かつ公正な法廷内において、被告人等が入退廷時に、手錠・腰繩で身体を拘束され、その姿を法廷でさらされることは、上記のとおり、被告人等の人格権、無罪推定の権利及び防御権等を侵害しているから、裁判官は、法廷の秩序維持を目的とする法廷警察権あるいは訴訟指揮権を有するとしても、被告人等の人権や権利等を保障・確保するために、手錠・腰繩姿の現状を是正する方向で法廷警察権あるいは訴訟指揮権を行使しなければならず、また裁判官がその裁量権を行使して、これを改善することは、十分に可能である。

現に、平成5年7月19日付「刑事法廷における戒具の使用について(通知)」においては、最高裁は、当初、傍聴人に手錠・腰繩姿がさらされることを問題として捉えた上で、「被告人の入廷直前又は退廷直後に法廷の出入口(法廷外)の所で解錠し、又は施錠させるという運用を一般化させること」を法務省矯正局に打診したと記載されている。このことから、最高裁は、法廷(外)での解錠又は施錠が、被告人の人権尊重に適うと考えた上、裁判官の訴訟指揮権なり法廷警察権の行使によって、解決可能と考えていたことがうかがわれる。最高裁が当初打診した方法であれば、裁判官が手錠・腰繩を目にするとの問題性を意識していなかったにせよ、結果的には、被告人等は、裁判官を含めた訴訟関係人及び傍聴人をはじめとした誰の目にも手錠・腰繩姿をさらされないことになる¹⁴。

最近でも、京都、大阪及び津の地方裁判所などにおいては、裁判官の判断で、傍聴人入廷前に、被告人を入廷させ、手錠・腰繩を解錠後に傍聴人を入廷させる措置がとられた結果、傍聴人に手錠・腰繩姿を見られなかつたり、被告人等の入廷前及び退廷後に、法廷手前の通路で解錠及び施錠を行い、被告人等の手錠・腰繩姿が傍聴人だけでなく、裁判官を含めた訴訟関係人の目にも触れない事例が、散見されるようになってきている(月刊大阪弁護士会2019年(平

¹⁴ 最高裁が当初法務省矯正局に打診した上記方法は、逃走防止等の格段の配慮の必要性から、法務省矯正局が難色を示し、最終的には、「今後、特に戒護を施された被告人の姿を傍聴人の目に触れさせることは避けるべきであるという事情が認められる場合には、従前要警護事件等において執られていたように、裁判官、被告人、傍聴人という順序又は被告人、裁判官、傍聴人という順序で入廷し、傍聴人、被告人、裁判官という順序で退廷することとし、傍聴人のいないう所で解錠し、又は施錠させるという運用を原則とし、これによることができない特段の事情がある場合には、あらかじめ裁判所と拘置所が協議した上、被告人の入廷直前又は退廷直後に法廷(外)の出入口の所で解錠し、又は施錠させるという方法その他適切な方法をとる扱いをする。」とされた。しかしながら、この運用では、傍聴人に見られないことだけが問題とされているため、裁判官が被告人の手錠・腰繩姿を目にすることが原則となってしまっており、被告人の人格権、無罪推定の権利等の被告人の権利・利益の擁護は考慮されていない。

成31年) 1月号参照)。

また、上記大阪地裁判決後には、被告人等が入廷する出入口にパーテーションを設置し、裁判官が被告人等の入廷を確認した後は、裁判官を含めた訴訟関係人からも傍聴人からも見られない状態で、被告人等の解錠及び施錠が行われる措置が執られた事例も存在する。

そして、上記事例においては、逃走・暴力等の行為は行われていない。

したがって、上記通知からうかがえる最高裁の見解に従えば、裁判官は法廷外の通路において解錠及び施錠を行うよう法廷警察権ないし訴訟指揮権を行使すべきであるし、それが無理な場合であっても、パーテーションを利用するなど適宜の訴訟指揮を行うことによって、被告人等の手錠・腰繩姿が誰の目にもさらされないように措置を執ることは可能である。裁判官は、被告人等の人権保障に配慮する職責を負っていることからすれば、被告人等からの申出がなくとも、上記措置を執るべきである。

8 刑務官らの権限

刑事収容施設の職員(警察の留置担当官を含む。)(以下「刑務官ら」という。)には、戒護権の行使として拘束具の使用が一定の裁量の下認められている。そして、被収容者の人権の尊重と被収容施設の権限明確化の調整のもと成立した刑事被収容者処遇法では、規律及び秩序の維持のためにとる措置については、比例原則が採用されている(刑事被収容者処遇法73条)。そうであれば、上記した被告人等に保障されるべき権利・利益の重要性を考慮すれば、刑務官等は、漫然と被告人等全員に対して一律に法廷内において手錠・腰繩を施すのではなく、被告人等の個別・具体的な逃走・暴行等の行為のおそれを勘案して、拘束具の使用の可否を決することが法律上も求められているのである。なお、マンデラ・ルールにおいても、拘束具の使用については、より制限的でない必要最小限度の使用の原則が適用されている(規則47条、48条)。

9 採られるべき措置

上述したとおり、被告人等の入退廷時に手錠・腰繩で身体を拘束して、その姿を法廷でさらすことは、被告人等の基本的人権の保障、国際準則、法の規定及び裁判所の法廷警察権あるいは訴訟指揮権のいずれの観点からしても許されない。また、諸外国では現に入退廷時に手錠・腰繩姿がさらされないように配慮されていることからしても、被告人等の人権を侵害する入退廷時の手錠・腰

縄は、早急に改善されなければならない。そのため、具体的には次の措置が採られなければならない。

(1) 意見の趣旨 1 項に関して

上記で指摘した諸点からすれば、法廷の主宰者である裁判官は、入退廷時に被告人等が手錠腰縄で拘束され、その姿が裁判官を含めた訴訟関係人及び傍聴人らにさらされないように、適切に法廷警察権あるいは訴訟指揮権を行使しなければならない。

したがって、刑事公判を担当する裁判官は、被告人等の個人の尊厳、対等当事者としての地位、無罪推定の権利及び防御権の保障又は確保のため、被告人等が、個別・具体的な根拠に基づき逃走、自傷、他害又は器物損壊の行為を行う個別具体的なおそれがあると認められる例外的な事情のない限り、原則として、刑事公判廷の入退廷時には、被告人等に手錠・腰縄を使用させないようにすべきである。

(2) 意見の趣旨 2 項に関して

被告人等に対して、入退廷時に手錠・腰縄を施すことが許されないことからすれば、刑務官らを管理監督する法務省及び警察庁は、個別・具体的な逃走・暴力行為等のおそれがないにもかかわらず、漫然と一律に被告人等に手錠・腰縄を施さないように刑務官らに周知徹底すべきである。

(3) 意見の趣旨 3 項に関して

上記第 2、4 (4)イで指摘したとおり、諸外国では、被告人等に手錠・腰縄を施さないで、被告人等が公判廷に入退廷できるような措置が採られている。とりわけ、日本の刑訴法とほぼ同様の規定を持つ韓国では、待機室において解錠及び施錠がされていることからすれば、日本においても、同様の待機室を設けることが出来るか否かなどの予算措置を検討すべきである。

また、逃走・暴力行為等のおそれの具体的な判断基準など、従前の運用を改め、手錠・腰縄に変わる代替手段を検討する必要があることからすれば、関係当事者である当連合会、最高裁判所、法務省及び警察庁において、四者協議の場を設けて、今後の具体的方策について検討する必要がある。

なお、機動的な運用改善の観点からすれば、全国レベルだけではなく、弁護士会レベルでの協議も検討されるべきである。

第3 結論

以上のとおり、刑事法廷内において、入退廷時に、一律に手錠・腰縄が使用さ

れていることは、必要最小限の身体拘束を超えた違法なものであり、現在の運用は、逃走・暴力等の行為の抽象的なそれを過度に重視し、被告人等の品位、個人の尊厳、対等当事者としての地位、無罪推定の権利、防御権の保障及び確保を疎かにして、法律の規定を拘束者側にとてあまりにも便宜に解釈して運用していると言わざるを得ない。

私たち弁護士は、入退廷時の手錠・腰縄姿という「日常」の光景に疑問を呈し、これを拒否する被告人が現れるまで、この「日常」の光景の中で被告人等の重要な権利が侵害されている事実をはっきりと自覚し、声を上げることができなかつた。

この事実をこれまで看過してきたことは、人権擁護を使命とする弁護士、裁判官、法務省及び警察庁の責任によるところが大きく、大いに反省しなければならない。そして、人権侵害性を自覚できた今、早急に対処する必要に迫られている。

そこで、当連合会は、現在の手錠・腰縄の使用に関する運用状況が、被告人等の基本的人権及び防御権等の権利の侵害であるという認識を深めた上で、意見の趣旨記載のとおり、関係各所に求める次第である。

以上